

令和6年第3回川西町 議会定例会会議録

令和6年9月3日 火曜日 午前9時30分開議

議長 井上 晃 一 副議長 伊 藤 進

出席議員（13名）

1番 船 山 千 鶴 君	2番 鈴 木 孝 之 君
3番 寒河江 寿 樹 君	4番 遠 藤 明 子 君
5番 渡 部 秀 一 君	6番 寒河江 司 君
7番 吉 村 徹 君	8番 鈴 木 幸 廣 君
9番 神 村 建 二 君	10番 橋 本 欣 一 君
11番 高 橋 輝 行 君	12番 伊 藤 進 君
13番 井 上 晃 一 君	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

町 長 茂 木 晶 君	副 町 長 島 貫 啓 一 君
教 育 長 小 林 英 喜 君	総 務 課 長 有 坂 強 志 君
安全安心課長 前 山 律 雄 君	財 政 課 長 坂 野 成 昭 君
まちづくり 課 長 大 友 勝 治 君	政策推進課長 色 摩 良 一 君
会計管理者・ 税務会計課長 鈴 木 玄 君	住 民 課 長 中 山 宗 隆 君
福祉介護課長 梶 山 由 美 君	健康子育て 課 長 近 祐 子 君
産業振興課長 内 谷 新 悟 君	農地林務課長 ・農業委員会 事 務 局 長 佐 藤 賢 一 君
地域整備課長 大河原 孝 如 君	教育総務主幹 金 子 満 博 君
監 査 委 員 嶋 貫 榮 次 君	財 政 主 幹 石 田 英 之 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 優 徳

事務局長補佐 緒 形 信 彦

主 任 高 橋 知 希

議 事 日 程 (第 1 号)

令和6年9月3日 火曜日 午前9時30分開議

・ 諸般の報告

・ 町政報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議第61号 教育委員会委員の任命について

日程第 4 報告第7号 令和5年度川西町一般会計等健全化判断比率について

日程第 5 報告第8号 令和5年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

日程第 6 議第60号 川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事請負契約の締結について

日程第 7 議第51号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算(第2号)の専決処分の承認について

日程第 8 議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定について

日程第 9 議第58号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

日程第11 議第52号 令和6年度川西町一般会計補正予算(第3号)

日程第12 議第53号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議第54号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議第55号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

日程第15 議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算(第2号)

日程第16 議案の委員会付託

日程第17 議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 18 議第 45 号 令和 5 年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 19 議第 46 号 令和 5 年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 20 議第 47 号 令和 5 年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 21 議第 48 号 令和 5 年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 22 議第 49 号 令和 5 年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

日程第 23 議第 50 号 令和 5 年度川西町水道事業会計決算認定について

○決算審査の結果について監査委員の報告

日程第 24 発議第 13 号 特別委員会の設置について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎開会の宣告

○議長 全員ご起立願います。おはようございます。ご着席願います。

本日の会議に欠席通告のあった方はございません。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第3回川西町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長 本日の会議は、既に配付いたしております議事日程により進めてまいります。

地方自治法第121条の規定により、町長、教育委員会教育長及び監査委員の出席を求めています。

◎諸般の報告

○議長 この際、私から諸般の報告を行います。

去る令和6年7月10日、飯豊町において第56回置賜三市五町議会連絡協議会定例総会が開催されました。会議では、令和5年度会務報告がなされました。また、任期満了に伴う役員改選が行われ、会長には相田克平米沢市議会議員、副会長には安部春美小国町議会議員がそれぞれ再任されました。

次に、7月22日、山形県自治会館を会場に、知事と町村議会議員との意見交換会が開催されました。この意見交換会に、県当局からは吉村県知事、みらい企画創造部市町村課長ほか関係課長が、議会側からは県内町村議会議員などが出席いたしました。

初めに、山形県町村議会議員会丹野会長から要望書を知事へ手交した後、医師等医療人材確保対策の推進について、ミッシングリンク解消に向けた高規格道路の整備について、空き家対策の財政的支援について及び置賜地域における主要道路網の整備促進について県内各地方の代表からテーマ説明があり、テーマに沿った意見交換がなされました。

次に、8月19日、米沢市議会議員場において置賜広域行政事務組合議会臨時会が開催され、

1 件の報告案件の報告の後、置賜広域行政事務組合千代田クリーンセンター焼却施設維持補修工事請負契約の締結について、組合有財産高規格救急車の取得について、令和 6 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）が提案され、それぞれ原案どおり可決されました。

諸般の報告を終わります。

◎町長の町政報告

○議長 町長の町政報告を行います。

町長茂木 晶君。

（町長 茂木 晶君 登壇）

○町長 改めまして、おはようございます。

私より、6 月以降の町政報告を行います。

6 月 5 日から 17 日まで、第 2 回川西町議会定例会が開催されました。

6 月 27 日、一般国道 287 号米沢川西バイパスと県道南陽川西線の交差点で交通事故が多発していることを受け、交通事故防止緊急対策会議を開催いたしました。会議に先立ち、現場点検として、関係者により交差点付近の見通し等を確認するとともに、引き続き交通事故防止対策について協議し、関係者にて注意喚起を行っていくことを確認しました。

6 月 29 日、川西町戦没者追悼式を開催しました。当日は、船山現人県議会議員をはじめとする来賓や川西町遺族会会員約 60 名を迎え、さきの大戦において亡くなられた川西町の 957 の御柱を追悼し、恒久平和を祈念いたしました。

7 月 5 日、第 1 回川西町生活安全推進協議会を開催いたしました。会議では、令和 6 年度川西町生活安全推進大会並びに川西町生活安全推進協議会表彰者の推薦について協議いただき、関係機関・団体と連携した町民の生活安全の施策の推進について確認いただきました。

7 月 5 日、第 1 回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故発生状況や、事務局からの春の交通安全県民運動の実施結果の報告がありました。また、“明るいやまがた”夏の安全県民運動の実施計画について協議いただきました。

7 月 12 日、第 74 回社会を明るくする運動推進委員会を開催いたしました。会議では、令和 5 年度の各種活動と決算状況を報告いたしました。また、令和 6 年度の活動内容について協議いただき、関係機関・団体と連携し、犯罪のない地域社会の推進について確認いただきま

した。会議後は、推進委員により、町内商業施設での街頭啓発活動を行いました。

7月21日、川西町消防団消防ポンプ操法発表会を行いました。発表会は、消防団の消防ポンプの確実な取扱いと基本操法の技術を身につけ、団員の士気高揚及び消防団のレベルアップを図るために実施するものであり、自動車ポンプ1班、小型ポンプ7班から発表がありました。

7月23日、川西まちなかテラス整備建設工事安全祈願祭を行いました。祈願祭では、船山現人県議会議員、伊藤進町議会副議長をはじめ、関係者21名の方にご出席いただき、工事の安全と着実な施工となるよう祈願いたしました。

7月26日、川西町議会全員協議会を開催いただきました。

7月27日、31日、8月5日、高橋健太郎選手応援パブリックビューイングを行いました。7月26日から8月11日までの17日間、夏季オリンピック、フランス、パリで開催され、大川地区出身の高橋健太郎選手が男子バレーボール競技の日本代表として出場されました。本町出身者として、初めてのオリンピック選手となる高橋選手を応援するためパブリックビューイングを実施し、町内から400名、町外から125名、合計525名の皆さんに会場いただきました。

8月10日、川西ダリヤ園開園式を開催いたしました。

8月11日、役場駐車場及びJ A山形おきたま本店駐車場を会場に、10回目となる川西夏まつりを開催いたしました。当日は台風の影響も心配されましたが、無事に開催され、祭りの開催を待ち望んでいた町民の皆さんをはじめ町内外から、約1万人の来場者でにぎわいました。実行委員、運営委員、関係組織・団体の方々など多くの町民の皆さんの力を結集し、開催できましたことに感謝申し上げます。

8月25日、大塚地区を主会場に、川西町総合防災訓練を実施いたしました。訓練では、大塚地区自主防災組織や大塚小学校をはじめ関係機関・団体等約200名が参加いたしました。災害想定を地震とし、対策本部体制の設置確認や各地区等をウェブで結んだネットワーク活用通信訓練、緊急避難場所の設置、運営訓練、火災防御訓練等を実施し、併せて、展示、体験コーナーを設置しながら、町及び地域住民の防災意識の向上を図りました。

8月28日、第1回川西町国民健康保険運営協議会を開催いたしました。会議では、新たに1名の委員を委嘱し、その後、令和5年度の国民健康保険事業と決算の状況について報告するとともに、国民健康保険事業を安定して運営するため、保健事業の推進と医療費の抑制等について説明し、意見交換を行いました。

8月30日、第2回川西町交通安全推進協議会を開催いたしました。会議では、米沢警察署交通課長より、最近の交通事故発生状況や、事務局からは“明るいやまがた”夏の安全県民運動の実施結果の報告がありました。また、秋の交通安全県民運動並びに夕暮れ時街頭啓発活動の実施計画について協議いただきました。

次に、入札執行状況について、1件500万以上の入札執行状況を報告いたします。

5月31日、工事名、川西町立川西中学校長寿命化改良工事、落札金額19億3,600万円、落札者、殖産・松田・藤島建設共同企業体、代表者、株式会社殖産工務所代表取締役伊藤一壽、ほか記載の5件の入札を執行したところです。

以上、町政の報告とさせていただきます。

○議長 町長の町政報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、川西町議会会議規則第126条の規定により、会議録署名議員を私より指名いたします。

1番船山千鶴さん、2番鈴木孝之君、ご両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りいたします。会期については、既に配付いたしております会期及び審議予定表のとおり、本日9月3日より9月20日までの18日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は18日間と決定いたしました。

◎議第61号 教育委員会委員の任命について

○議長 日程第3、議第61号 教育委員会委員の任命について、これを議題といたします。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第61号 教育委員会委員の任命について、ご提案申し上げます。

提案理由につきましては、教育委員 昆 剛雄氏が令和 6 年 9 月 30 日付で任期満了となるため、提案するものです。

教育委員会委員の任命について、次の者を教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

住 所 川西町大字下小松1968番地

氏 名 昆 剛 雄

生年月日 昭和42年10月 6 日

なお、教育委員の任期は 1 期 4 年であり、2 期目となります。

本日付提出です。よろしくお願い申し上げます。

○議長 ただいま町長の説明が終わりましたが、本案は人事案件でありますので、川西町議会運用例第 2 章第 8 項及び第 6 章第 14 項の規定により、委員会付託並びに質疑、討論を行わず、直ちに採決を行います。

本案に同意することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は同意することに決定いたしました。

昆 剛雄さんの入場を求めます。

教育委員に任命、同意されました昆 剛雄さんにごあいさつをお願い申し上げます。

○教育委員 ただいま教育委員の再任を賜りました昆 剛雄と申します。

川西町の子供全ての健やかな成長を願いながら務めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 昆 剛雄さんには、本町教育行政発展のためご活躍されますことをご期待申し上げます。ありがとうございます。

◎報告第 7 号 令和 5 年度川西町一般会計等健全化判断比率について

○議長 日程第 4、報告第 7 号 令和 5 年度川西町一般会計等健全化判断比率について、町長の報告を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 報告第 7 号 令和 5 年度川西町一般会計等健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定により、令和 5 年度の健全化判断

比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告いたします。

本日付であります。

内容については、坂野財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 結果につきまして、私から報告を申し上げます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

失礼いたしました。

まず、総括表①でございます。

健全化判断比率につきましては、上段の右側に表示しておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標がございます。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計等に赤字があったかどうかを示すものでございます。

2つ目の連結実質赤字比率は、一般会計のほか特別会計、公営企業会計、全てを合計して、赤字があったかどうかを示すものでありますが、どちらもバー表示となっておりまして、赤字ではなかったという結果でございます。3つ目の実質公債費比率であります。これは一般会計の借入償還額と公営企業会計や一部事務組合等への負担額が、標準財政規模に占める割合を計算したもので、12.7%という結果でございました。4つ目の将来負担比率は、一般会計の借入金の残高と公営企業会計や一部事務組合等に対する将来的な一般会計からの負担額が、標準財政規模に占める割合を計算したもので、130.8%という結果でございました。

なお、この表の下段にあります標準財政規模67億1,079万2,000円とありますが、各比率の計算の基礎となるものでございます。

こちらの上の段にあります早期健全化基準、通称イエローカードと呼ばれるものでございますが、それぞれの比率ごとに数値が示されておりますが、これを超えると、起債の発行に制限が加えられたり、財政健全化計画の策定が必要となるという基準でございます。

この下にあります財政再生基準、通称レッドカードと呼ばれておりますが、以前の、いわゆる赤字再建団体となった基準の数値であります。将来負担比率以外の3つの比率で基準が示されてございます。

続きまして、それぞれの指標の内訳であります。総括表②、こちらのページでご説明を申し上げます。

1つ目の実質赤字比率であります。対象は一般会計等となっておりますが、本町では一般会計のみでございます。実質収支額5億3万6,000円を標準財政規模で割った数値になり

ますが、この結果がマイナスの7.45%でございます。こちらの下に米印にありますとおり、黒字である場合は負の値で表示されるということでございますので、赤字ではなかったという結果でございました。

2つ目の連結実質赤字比率であります、ただいまの一般会計に、こちらの特別会計3会計、さらに右側の水道事業会計、この下にあります下水道、農集排特別会計を加え、この合計額が9億9,339万2,000円となりますが、これを標準財政規模で割った数値、マイナスの14.80%となりました。先ほどと同様に負の値で表示されておりますので、赤字ではなかったという結果でございました。

続きまして、こちら、総括表の③でございます。

右下にありますこちらの計算式に基づきまして、各年度ごとの数値を計算いたしまして、過去3か年の平均値、これが実質公債費比率として計算されます。結果、12.7%という数値でございました。

続きまして、総括表の④であります、将来負担比率の状況でございます。一番下の段にあります計算式に基づきまして計算した結果、130.8%という結果でございました。

続いて、こちらのページであります、監査委員の審査意見書でございます。1番の審査の対象、2番の審査の期日、3番の審査の概要につきましては、記載のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

4番の審査の結果であります、審査に付された下記の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められるという意見をいただいております。

最後のページであります、報告第7号、第8号の資料ということでまとめた資料でございます。

財政健全化法の簡単な説明、また、過去10年間の推移といたしまして、平成26年度からの各比率を一覧にまとめた資料でございます。

最初の財政健全化法の特徴につきましては、簡単にまとめたものでございますので、後ほどご確認いただければと存じます。

各比率についてであります、1番の実質赤字比率及び2番の連結実質赤字比率につきましては、これまで赤字の実績はございませんでした。

3番の実質公債費比率は、12.7%と前年度比0.1ポイントの増加となりました。平成30年度から令和3年度までは減少しておりましたが、その後は微増となっております。

4 番の将来負担比率は、130.8%と前年比12.6ポイントの減少となりました。令和5年度は、一部事務組合等の負担見込みの減少により減となりましたが、過去の推移を見ますと、年度によって増減はあるものの、高止まりしている状況にあるものと認識してございます。

なお、5 番につきましては、次の報告、第8号に関するものでございますので、併せて後ほどご確認いただければと存じます。

最後に、結果として、各判断比率ともイエローカードやレッドカードに該当するものはありませんでした。

なお、この資料につきましては、本議会終了後、町のホームページなどで、町民の皆様にお知らせする予定でございます。

報告は以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

高橋輝行君。

○11番 事務方に申し上げたいと思いますが、幾度となく申し上げているんですけども、今、坂野課長からあった赤字ではないと、赤字でないと。それから、当然イエローカードでない、レッドでないと。言葉にありませんでしたけれども、この国に報告する内容からいけば心配ないよと、こういうことですよ。

しかし、予算を組むと財政が厳しいと。監査委員の意見にも、非常にもっとしっかりやれということが随所に出てくるわけですよ。何回も同じことを申し上げているんですが、この乖離の部分。レッドでない、赤字でない、心配すんなど言いながら、予算を組むかという、金がない、予算がつかないと、こういうことでしょう。

ここは、ひとつ何回も申し上げますけれども町民に対する説明、分かりやすく、こういう状況なんだということをひとつ研究していただいて、今後も町民目線に立った説明というものを要望だけ申し上げておきたいと思います。答弁等は要りません。

以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

◎報告第8号 令和5年度川西町水道事業会計等資金不足比率について

○議長 日程第5、報告第8号 令和5年度川西町水道事業会計等資金不足比率について、町

長の報告を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 報告第8号 令和5年度川西町水道事業会計等資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定により、令和5年度の資金不足比率を別紙監査委員の意見をつけて議会に報告いたします。

本日付であります。

内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私のほうから、報告第8号 令和5年度川西町水道事業会計等資金不足比率についてご説明申し上げます。

こちらは、上段が上水道事業、下段が下水道事業というふうに分かれております。

まず、上段の上水道事業会計でございますが、法適用企業というふうに記載がございます。こちらは地方公営企業法の適用ということでございます。

左側の標準財政規模等については割愛させていただき、右側の2①表についてご説明申し上げます。

(1)でございますが、こちらは右側の流動負債 a 2億4,794万1,000円から b 控除企業債等 1億5,638万2,000円を差し引いたものということで、負債を表わすもので、9,155万9,000円となったところでございます。

続いて、(3)でございますが、こちらは右側の流動資産 g と同額でありまして、資産額ということで2億9,326万4,000円となったところであります。

続いて、(6)であります。こちら、令3条1項、また令4条の額とありますが、こちらは地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行令を指すものでありまして、この金額は、先ほど申し上げました、こちらの(1)の負債から(3)の資産を差し引いた金額ということになりまして、マイナスの2億170万5,000円となったところでございます。こちら、マイナスという表示になりますので、こちら、資金不足は発生していないということになります。

この金額が、(8)に行きますと剰余金額というふうになりまして、同額でございます。

続いて、(10)でございます。こちらは営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた金額で、事業の規模を指すものでございます。3億9,317万7,000円でございます。

こちらは(12)と同額となりまして、先ほどの剰余金額2億170万5,000円が、標準財政規

模に占める割合でございますが、3.0%となったところでございます。

続いて、下段の法非適用企業ということで、まず下水道事業特別会計についてでございます。

こちら、(1)が歳出額として4億90万9,000円。

そして、歳入額であります。こちらが、(3)で6億782万4,000円となったところであります。(3)の歳入額につきましては、こちらの歳入額s 6億792万円から繰越明許費の繰越額t 2とありますが、959万2,000円を差し引きまして、一番右側の未収入特定財源t 6 949万6,000円を足した金額となっております。

なお、繰越明許費繰越額については、菊田桧線の污水管の布設替工事の繰越額でございます。そして、こちら、一番右側の未収入特定財源につきましては、その工事費に係る国の交付金額でございます。

続いて、農業集落排水事業特別会計でございます。

こちら、歳出額が9,288万2,000円、(3)の歳入額は9,964万2,000円となったところであります。

失礼しました、すみません。水道のほうの説明に戻ります。

すみません、上段ですね。(6)こちらが、先ほどの歳出から歳入を差し引いた金額ということで、こちら、マイナスの2億691万5,000円となったところであります。マイナス表示でありますので、資金不足は発生していないということになります。

それが、(8)では剰余金額としまして、プラスの2億691万5,000円となったところであります。

次に、(10)であります。営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた金額が1億1,610万9,000円となったところであります。これが、そのまま事業の規模ということになります。先ほどの剰余金額2億691万5,000円が、標準財政規模に占める割合としましては、3.1%となったところであります。

同じく、農業集落排水事業特別会計では、歳出から歳入を引いた額については676万円のマイナスということになりましたので、こちらも資金不足は発生していないということになります。

(8)では、剰余金額でプラスの676万円となったところであります。

続いて、(10)であります。営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた金額が1,186万5,000円となりまして、これが(12)の事業の規模ということになったところであります。

ます。剰余額676万円が標準財政規模に占める割合としましては、0.1%となったところであり
ます。

最後に、こちらの(14)であります、水道、そして下水道、さらに農集排の剰余金額を
合計した金額が4億1,538万円となりまして、この金額が標準財政規模に占める割合としま
しては、6.2%となったところでございます。

なお、審査意見書ということで4であります、審査の結果、審査に付された下記の資金
不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されている
ものと認められるというご意見をいただいたところでございます。

説明については以上でございます。

○議長 報告が終わりましたが、何か聞いておきたい点がありましたら発言を許します。

高橋輝行君。

○11番 これも事務方だけでいいですけども、事務方がしっかりしているからね。

資金不足はないという、朝から厳しいこと、大河原課長に言うんでないけれども、資金不
足は発生していない。当たり前ですよ、何もしていないわけですから。こう言うと、身も
蓋もないわけですけども、これは、特に飲み水については一生懸命頑張っていたいて、
漏水の比率なども高いほうなのかな。だけれども、頑張っていらっしゃることは、これは評
価しますよ。

しかし、報告ですから、指摘だけしておきたいんですけども、資金不足は発生していな
いと。しかし、これだけはお答えいただきたい。合併しましたから今35市町村ですか、その
中で、いわゆる石綿管、そして、硬質塩ビ管。石綿管だけでも、35市町村で約20キロ切っ
ていないでしょう、それぐらい残っていると。

市も、山形市、酒田市もあるわけですけども、それを飛び越えて川西は、いわゆる老朽
管と言われているものについて、山形県ナンバーワン、ワーストですよ。これは、計画的に
取り組んでいただけている姿勢は見えるわけですけども、さらに努力をしていかなければ
ならない。

だから、資金不足は発生していないという報告だけでは喜べないというふうに読み取ると
するならば、これはまだまだ頑張っていたきたいということだけ、朝方ですから、柔らか
く質疑を終わりたいんですけども、1点だけ事務方、課長、お答えいただきたい。

35市町村のうち、まだ老朽管、いわゆる石綿管、そして、併せて硬質塩ビ管を足せば、答
えになるようになるわけですけども、これが山形県一番でしょう。これだけお答えいた

いて、私の報告に対する質疑を終わりたいと思います。これだけお答えください。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、石綿セメント管については、本町においては、まだ約20キロということに残っていることは事実でございます。

さらに、県内の中でも相当高い割合を占めておりまして、この布設替えが喫緊の課題というふうに捉えているところでございます。

○議長 ほかに。

(な し)

○議長 ほかにないようでありますから、本件を終わります。

◎議第60号 川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事請負契約の締結について

○議長 日程第6、議第60号 川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事請負契約の締結について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第60号 川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事請負契約の締結について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、提案するものであります。

内容については、色摩政策推進課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 それでは、私より、議第60号 川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事請負契約の締結について、ご説明を申し上げます。

令和6年8月8日、川西町契約に関する規則第19条の規定に基づき、指名競争入札に付した川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事について、下記のとおり請負契約を締結する

ため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記

- 1 契約の目的 川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約の金額 金1億10万円
- 4 契約の相手方 山形市松原777番地

日本地下水開発株式会社

代表取締役 桂木聖彦

本日付提出、町長名でございます。

それでは、契約の内容と工事の概要につきましては、別紙資料によりご説明を申し上げます。

今のページにつきましては、建設工事請負仮契約書でございます。

工事名については、川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事でございます。

工事場所については、川西町大字上小松地内。

工期については、本契約の効力を生じた日から令和8年1月30日まででございます。

請負代金額については、1億10万円でございます。

契約書の本文の2をご覧ください。

2、この契約は、この契約締結後における最初の当町議会において議決されたときをもって本契約として成立し、その効力を発生するものでございます。

契約月日につきましては、令和6年8月9日。

発注者については、町長名でございます。

受注者については、日本地下水開発株式会社 代表取締役 桂木聖彦でございます。

次のページ以降は、今回契約を行いました川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事の概要について説明を申し上げます。

- 1、工事名、川西まちなかテラス整備地下水熱利用設備工事。

工事場所、川西町大字上小松1567番地でございます。

- 3、主な工事内容でございます。

(1) 削井工事 1式。この敷地内の2か所を削井し、ポンプを設置するものでございます。この後、添付資料でもさらに詳しく説明をさせていただきたいと思っております。

(2) 空気調和設備、自動制御設備工事 1 式。附属棟内への制御設備の設置でございます。

(3) 集熱設備工事 1 式。冬期間の無散水機による融雪用の配管設備工事でございます。

4、その他。工事に関する周知につきましては、町報 9 月号掲載のほか、小学校等の教育施設、近隣住民や事業所への文書送付及び周辺自治会文書回覧にて対応するものでございます。

参考資料としまして、別紙、集熱配管設備図、地下水熱利用設備による空調稼働エリアを添付してございますので、工事の概要と地下水の運用についてご説明をさせていただきたいというふうに思います。

初めに、集熱配管設備図によりご説明を申し上げます。

削井工事は 2 か所ございまして、井戸の深さは約 80 メートルを予定してございます。

場所は、赤丸と青丸のところになります。

削井工事を 2 か所とする理由につきましては、冬場と夏場の運用が変わるためでございます。

まず、冬期間の暖房につきましては、赤丸の井戸より揚水した地下水を利用するものになります。揚水した地下水につきましては、緑色の附属棟内に設ける水熱源機械室の熱交換器を介して、テラス内の暖房の熱源として利用するものでございます。その後、周辺の赤枠のところでございますけれども、こちらに埋設したパイプ、これが集熱配管設備になりますが、こちらのほうに送りまして、路面の無散水消雪に必要な熱を放熱されます。消雪によって地下水熱はさらに低温になっており、その後、今度は青丸のほうに戻すことになります。

夏期の冷房につきましては、今度は青丸の井戸より揚水した地下水を利用するになります。冬期間の利用により温度が低下した地下水につきましては、同じように緑色の附属棟内に設ける水熱源機械室の熱交換器を介しまして、今度はテラス内の冷房の熱源として利用するものでございます。その後、施設周辺、また同じように赤枠の埋設したパイプ、集熱配管でございますけれども、こちらのほうに送りまして、路面が吸収した太陽光熱を今度は集熱させます。太陽光によって地下水はさらに高温となって、その後、今度は赤丸のほうに戻すことになります。

要は、冬期間は夏場の温熱を活用した暖房、夏場は冬場の冷熱を活用することにより、一次エネルギーの削減と再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を図る施設設備を導入するというようなものでございます。

次に、施設周辺の融雪エリア面積でございます。

集熱面積につきましては、先ほど説明しました赤線で囲んであるところになりますが、626.6平方メートルでございます。

次に、地下水熱利用設備による空調稼働エリアについてご説明を申し上げます。

今回の地下水熱利用設備による空調稼働エリアは、施設の赤枠で囲んであるエリア、ホワイエの部分を予定しているところでございます。

ホワイエには13か所の空調吹出口により、こちらで冷暖房を行うことになります。この空調吹出口は、役場庁舎と同様に、床下からの輻射式となっているものでございます。

以上が工事概要等でございます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

寒河江 司君。

○6番 6番、寒河江です。

ただいまの説明で、夏場と冬場の2つ、井戸が違うとなっておりますけれども、私は素人なものですからあまり詳しくは分かりませんが、水脈が違うのか、一緒なのか。

それと、夏場は13度ぐらいでしょうから、確かに効きますけれども、冬場は、それを温めなきゃいけないかなと思うんですが、それをくみ上げて暖房にするのはよしとしても、その水脈が一緒ならば、ちょっと考え方がおかしいかなと思いますし、あと消雪、川西町やっていますよね。その消雪に影響はないものかどうか。

それから、きれいな地下水が出ればいいですよ。ご覧のとおり、金気の真っ赤っかの水をくみ上げて、各器具機材のメンテナンスのほうに、かなりお金がかかるような気がするんですが、そこら辺の対処はどうするのか、ちょっと3点ほどお聞きします。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

3点質問いただいたと考えております。

まず、水脈につきましては、令和4年度に実施設計を行った際に、地下水の調査を行ったところでございます。その際には、まず地下の温度については15度前後というふうな報告を受けております。

先ほど申し上げましたように、例えば冬場につきましては、夏場に温まった水を下に戻すということになりますので、5度前後温度が変わるというふうにお聞きしているところでございます。

したがいまして、もともとは15度でございますけれども、冬場は夏場に温まった水を上げますので、大体5度ぐらい高くなっているという考え方でございます。逆に、夏場については、冬場に冷やされた、今度は水を使うことになりますので、そちらについても5度前後下がるというようなことになります。水脈は同じでありますけれども、そういった運用をしながら効率的な熱利用をするというような使い方でございます。

あとは、次の消雪に影響あるかという話でございますけれども、今回の地下水熱を活用した取扱いにつきましては、1回確かに上げますけれどもまた水脈に戻しますので、基本的には影響ないと考えておりますし、そもそも水脈の深さが多分違っているかと思っておりますので、ここは大丈夫ということでは報告を受けているところでございます。

あと、金気の対応ということでございますけれども、確かにメンテナンスは必要になってまいります。ただ、工事の際もそうなんですけれども、金気が出てくるのは空気に触れたときというふうになりますので、なるべく空気に触れないように運用しながら対応していくというようなことになります。

確かにメンテナンスについては、費用についてはかかるということでは、何年かに一遍ということで考えておりまして、ちょっと金額までは手元に資料がございませんので、後ほどご報告させていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長 寒河江 司君。

○6番 素人の考えですけれども、こんなすばらしい、1億もかけて循環して、確かにエコでいいように見えますけれども、全てにおいて、この庁舎も小学校も、地下水を利用して消雪するんだなんて言っているけれども、電気なんかで使って消雪する。あと、スノードームなんかも相当な金かかっているんです、メンテナンスにね。そういうふうなことを考えると、水質の悪い川西町では、私はいかななものかなと思っているんです。

それよりも、エアコンというんですか、今の電機エアコンをちょちゃっとつけて、全部壊れるわけじゃないから、したほうが、私は総額的に安く済むんでないかなと、金額的に見ればですよ。

だから、エコということ、環境ということは、もう大事にしなきゃいけないですけども、逆にメンテナンスのほうがかかると思いますが、説明する前から私がかかると思っているんですよ。

これをよしとして、この予算を決定するのに、皆さんもやっぱり考えていただきたいんです。本当にこれが万全なのか、将来、川西町の町民に対して、本当にこれが有効な設備なの

かということをもう一度考え直さないと、入札しなきゃいけないという立場になってきたんですけれども、これからやっぱり考え方はもう少し柔軟にしていかないと、補助金もらうということもあるでしょうから、一利一害なことを私も言えないですけれども、そこら辺は、やっぱり財政が苦しい町の言い訳になってしまいますけれども。

私、答弁は要りませんけれども、やっぱり地下水を利用するんだというようなことあれば、何ぼでもメンテナンスを少なくするように、そうするんだというようなことを業者のほうに注文つけていただきたいと、それは強く。

私、あと5年もしねえから大丈夫だなんて考えじゃ駄目なんですよ、やっぱり。今から設備屋さんにぎゅって言って、将来10年後、20年後まで使えるようにやっていただきたいのと、注文つけておきます。答弁は要りません。

○議長 ほかに。

高橋輝行君。

○11番 私、この予算に反対しますけれども、ただ、何点か事務方に聞いておきたい。また、反対の理由も申し上げたいと思います。

今、寒河江議員からも雪の話がありましたけれども、私のところもかや屋根でして、今はちょっとトタンぐらいちょこっとやったんですけれども、やっぱり去年より今年雪多いとか、屋根に上って、おやじと一緒に、今年少ないなど。雪を体感する、雪国ですから、これ大事ですよ。私、今の意見、同意見、それを申し上げて私の反対ですね。

月日のたつのは早いもので、庁舎がここに来まして、役場の跡地はどうなるんだということとは当初から想定されたことですから、前町長の原田さんはセットでやらなかったんです。まず庁舎を建てることでしょう。列車に乗り遅れないように。

そのとき事情があつて私は議員じゃなかったけれども、ここにおりますよ、名前は申し上げますが、その当時のいろいろ議論にはまった議員がね。列車に乗り遅れないようにでしょう。これ大事なんです、この1億10万は、反対すればそれだけなんですけれども、事務方は誰でしたっけ、22.5%でしょう。

庁舎については、そういうものは国は支援しないと、熊本から始まりまして、言うまでもなく22.5。それに乗り遅れないように、今年だ、今年だと大合唱でその話を乗ったら、高島町はその2年後かな。ほかのところも何年か遅れて国の事業の採択になっているんですよ。これ、情報不足なんですよ、川西町は。そんときだ、今返事しないとと言われたから、ここに名前挙げられますけれども、この議員がですよ、その話を乗ったわけでしょう、22.5。

22.5が、今試算すれば、庁舎、この契約案件に戻りますけれども、何%かと言えば、それをはるかに超えているわけです。

話は戻ります。そんなことが2016年から手を挙げたのかな。西暦で言わないと、最近、目まぐるしく天皇陛下が変わるものだから大変なんですけれども、2017年に移転決定したわけでしょう。指折り数えますと、2024年だから8年前なんです。いわゆる、庁舎はここだと決定してから8年たっているわけです。そのときに、まずさっき申し上げたような列車に乗り遅れないようにと、まんまとその話に乗ったわけですよ。これ、不穏当の発言になるのかな、議場では。ちょっと最近、テレビもやかましいけれども、8年前、準備期間がありますね、10年前からですよ。突然出たのかな、話は。だから、2016年となりますかな。

そういう中で、私自身事情があってバッジがなかったんですけれども、町報なり、様々見まして、特に固有名詞を上げれば、橋本欣一議員なんかは、非常になるほどというようなご発言をされておったことが、議会だよりで見た覚えがあるわけなんですけれども、ここに決まったわけです。

話、契約案件に戻りますけれども、今度どうするんだということでしょう。にぎわいづくりの拠点たる一番のものを、役場をこっちさ持ってきてだよ。そして、そっちににぎわいづくりなんていうのは、何言っているんだと、私、今も思いますよ。そのときバッジあれば、こっちのほうの駅東に建設は大反対しましたよ。バッジがないから、なんともしやあなかった。何人かの議員が頑張ったけれども、ここに決定したと。

そこで、また話戻ります。議長ね、これ以上長く言いますと、井上議長からお叱り受けてもいられないから。それで、私は井戸を掘ることよりも、過日の議会もちょっと眼科の手術で、7億の本体工事の、まちなかテラスの、旧役場跡地の建物の契約の議決にははまられませんでしたがけれども、もし、そのとき出席していれば私は反対ですよ。

だから、単品、単品に対する1億、課長、10万の反対じゃなくて、一連のものについては私は反対をし、何もむやみやたらにでなくて、なぜなんだと。それはやっぱり本当のにぎわいづくり。そして、川西町の財政も含め、身の丈に合ったまちづくりをしていくには、ここはちょっとやり過ぎですよということから、今回のでありますから、1億10万の契約についても反対するわけですが、ところで事務方、1つだけ確認をしておきたい。

今まで準備のために解体も含め、その経費は、ざっとですよ、もし数字があればお聞きしたいと。まずきれいに解体から起こしたわけでしょう、これがどのように変わったと。過日の議会で、本体のまちなかテラスの建物については何ぼかかったんだと。これからはこれぐ

らいかかるんだと、合わせればこれぐらいかかるんだと。こういう数字は、テレビを見ている町民もおるわけですから、ここでもう一回振り返って、町民に報告をすることが大事だという立場から、反対でありますけれども今若干の質問をしているわけでありまして。事務方で十分間に合いますから、ちょっとお答えいただきたい。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

ただいまの質問につきましては、これまでの経費、そして、これから幾らかかるか、そして、総体的には幾らになるのかというようなご質問だったというふうに受け止めさせていただいております。

まず、これまでの経費につきましては、基本的には、まずは解体工事ということで実施をしてきたところでございまして、こちらにつきましては、4年度、5年度とかけて行っていました。そちらにつきましては、大体4億ということでは、これまでもご説明をさせていただきましたところがございます。そのほか設計等ともございまして、解体に関する経費につきましては、大体4億5,000万程度というふうになったところでございました。

これから本体工事ということで、さきの議会においても可決いただいたところで、今現在、本体工事を進めているところでございますけれども、そちらが7億9,000万、そして、今回、付帯工事ということで、約1億の議案ということでお願いをしているところでございます。

今後につきましては、外構の工事、そして、道路の付け替え工事等々がございまして。これに加えて、中の施設内の初度調弁品といいますか、中の椅子、机等になりますけれども、そちら。そして、そういったものを含めると、解体では大体4億5,000万、これから本体工事関係につきましては、大体12億程度というふうなことで予定をしております、総額では、大体17億というふうには見込んでいるところではございます。

なお、こちらの数字につきましては、予測の部分もございまして、今、建設資材等の高止まりということもありますので、若干上昇率等々も含めた中での数字ということでご承知おきいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 どうもありがとうございました。

ざっと解体も含めて今まで準備したものと、これから想定されるものと、今日の1億も含めて17億ぐらいだと。

この数字は、現ナマで出すわけでないから、もちろん補助金、有利な交付金事業、これは説明をるる受けましたね。もう一回振り返りまして、ただ解体するには補助金などもないので、いわゆる有利な補助金というふうに申し上げてもいいと思うんですが、いわゆる過疎債というものを使うには、過疎債を使って解体をする。そうすることによって、70%の補助をもらったと同じになるわけですから、交付税関係で、これが基本だと。

正直に最初から言えばいいことを、原田町政のときに言わないで、それらしいことの説明はいただきましたよ。その当時の担当者が悪いとかというのではなくて、戦術的に、いやいや解体するに、過疎債というものを使わなければ本町ではできないんだと。過疎債使う方法としては最低限こんなこともあると。何も17億の身の丈に合わない建物ですよ、お叱りを受けるかですけれども。身の丈に届かない、とんでもない17億ですよ。これよりも診療所というのが、私のこの前の10期目の町議選の選挙公約だったんですけれども、それは置いておいて、17億ですよ。

しかし、それには、解体をするには過疎債、これ、使わせてくれと。それなら何も7億、8億の建物建てなくても、ちょっとしか丘と言うとおかしいけれども、そのような防災拠点的な広場でも該当になったのか、ならないのか。そんな経済的な比較も何も言わないで、任せればどんどん膨れ上がったのがこの内容。しかも、今度、井戸を2本掘るに、先ほど寒河江 司議員から、議員は非常に専門的な分野で、私はそういう技術的なものは持ち合わせておりませんけれども、先ほどのような指摘の内容になるわけでしょう。これは反対です。

スノーダンプで除雪しろとは言わないけれども、やっぱり雪国は雪国なりに雪とともに生きると。県内でもあるわけでしょう、わざわざ雪の多いところに、かんじきはいて山に行くというイベントが。せっかくの雪を金かけて、そして消すというのは、これはそういう意味からいくと非常に矛盾している。そういうことは別に置いて反対です。

もう一回、お聞きしますけれども、課長、事務方でいいですよ。今、何やってんだと、輝行、今、何やってんだ。いや、役場の跡地。皆さん、聞かれませんか。じゃ、こうだと。何ぼかかんのやと、こう来るわけです。課長、こういうことを聞かれませんか。恐らく聞かれていると思うんですけれども、まずどうですか、事務方。何してんなやって、何かとんでもないことしていると言わねえけれども、何建て方していたんなやと、何ぼかかんのやと。こういう課長、これ、ちょっと聞いておきたい。

○議長 色摩政策推進課長。

○政策推進課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まちなかテラスの役割。

○11番 簡単でいい。

○政策推進課長 大まかにということになりますけれども、テラスにつきましては、町のにぎわいづくり。

○11番 計画でなくて、計画はさっき聞いたから、何やってんだということの話は耳に入らないかということを行っているんだよ。

○政策推進課長 確かに、ご心配されている方は多くいらっしゃいます、はい。

○議長 高橋輝行君。

○11番 そういうことなんですよ。

ですから、私は反対なんです。それは1億10万の契約に反対でなくて、7億の本体工事の契約に反対でなくて、そもそもの行政の進め方。いわゆる原田町政のこれは問題なんです。

しかし、私いないときだから何回も言うけれども、そこで議員が、ここに座っている議員のこうこういう人も、それは分かりしつとも賛成してきたんです。これは毎月27万5,000円、報酬もらっているプロとして、駄目なものは駄目とこういうふうに言わなければならない。こういうことから、この契約については、契約自体にでなくて、一連に関連する内容について、私は反対をいたします。

以上であります。答弁は要りません。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立多数)

○議長 起立多数。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎議第51号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

○議長 日程第7、議第51号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、これを議題といたします。

なお、本案につきましては当局議案であり、所管委員会付託が原則であります。川西町議会運用例第2章第7項の規定により、議会運営委員会の議を経て、委員会付託を省略し、本会議で直ちに審議をいただくことにいたしましたので、ご了承願います。

提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第51号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について提案申し上げます。

提案理由につきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、報告をし、承認を求めるためであります。

内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私のほうから、議第51号についてご説明申し上げます。

議第51号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、承認を求めるものでございます。

本日付、町長名でございます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおりでございます。

続いて、専第3号 令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、議会を招集する時間的余裕がないと認め、別紙のとおり専決処分するものでございます。

令和6年7月10日付、町長名でございます。

続いて、補正予算の内容についてご説明申し上げます。

令和6年度川西町水道事業会計補正予算（第2号）であります。

総則、第1条、令和6年度川西町水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的支出の補正。

第2条、令和6年度川西町水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のと

おり補正するものであります。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

まず、支出であります。第1款水道事業費用4億4,502万2,000円、500万円の増額、4億5,002万2,000円の計であります。

第1項営業費用4億1,948万3,000円、500万円の増額、4億2,448万3,000円の計であります。

次に、資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

まず、収入であります。

第1款資本的収入9,850万3,000円、1,170万円の増額、1億1,020万3,000円の計。

第1項企業債9,550万円、1,170万円の増額、1億720万円の計。

続いて、支出であります。

第1款資本的支出2億6,555万5,000円、1,170万円の増額、2億7,725万5,000円の計。

第1項建設改良費1億887万5,000円、1,170万円の増額、1億2,057万5,000円の計であります。

企業債の補正。

第4条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり改めるものでございます。

水道事業債9,550万円、1,170万円の増額、1億720万円の計であります。

令和6年7月10日付、町長名でございます。

こちらの詳細につきましては、資料によりご説明申し上げます。

議第51号資料。

令和6年度川西町水道事業会計専決補正予算（第2号）の概要でございます。

まず、収益的支出のほうから申し上げます。

1款水道事業費、第1項営業費用、2目配水及び給水費500万円の増額であります。

こちらは、主要地方道高畠川西線に架かります獅子舞橋、こちらの添架管ラッキング修繕業務でございます。

内容としましては、獅子舞橋について水道添架管を確認したところ、複数箇所のラッキングが損傷していることが判明し、緊急的に修繕する必要性が生じたため、専決補正としたものでございます。

次に、資本的収入でございます。

1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債1,170万円の増額。

こちらは、水道事業債でございます。

続いて、資本的支出でございます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水設備改良費1,170万円の増額であります。

まず、東沢ポンプ場の受動弁更新工事、こちら500万円。

次に、正安寺配水池災害復旧工事設計委託業務として670万円の計上でございます。

東沢ポンプ場の受動弁更新工事につきましては、6月末に、電動弁、受動弁が制御不能となりまして、緊急的に電動弁、受動弁の更新が必要となったため、専決補正としたものでございます。

次に、正安寺配水池につきましては、こちら、正安寺配水池送配水管破損の災害復旧について、地滑りした山林の所有者である県教育局が、災害復旧工事の申請を行う予定としておりまして、県の災害が認定された場合は、本町も速やかに災害申請を行う必要があります。災害査定に必要な書類作成には相当な期間を要することから、早急な事業着手が必要となったため、専決補正としたものでございます。

説明については以上でございます。

○議長 本案に対する質疑を許します。

(なし)

○議長 別に質疑がないようですから、質疑なしと認め、本案に対する質疑を終結し、討論の通告もございませんので、討論なしと認め、採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方のご起立を求めます。

(起立全員)

○議長 全員ご起立。

よって、本案は承認することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午前11時といたします。

(午前10時47分)

○議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前11時00分)

◎議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定について

◎議第58号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

◎議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

◎議第52号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第3号）

◎議第53号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第54号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

◎議第55号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◎議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長 日程第8、議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定についてから日程第15、議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）までの8議案を、議事の都合により一括議題といたします。

一括議題について、議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第57号 川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、印鑑登録書及び住民票のコンビニ交付サービスを導入することに伴い、関係条例を整備するため、提案するものであります。

内容については、中山住民課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山住民課長。

○住民課長 私から、議第57号についてご説明申し上げます。

川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定について。

川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、議第57号資料をご覧いただきたいと思います。

川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨でございます。

町民の利便性向上及び窓口業務の負担軽減を図るため、令和6年12月2日から開始される

印鑑証明書及び住民票のコンビニ交付サービス導入に伴い、関係条例を改正するものでございます。

2、改正の内容でございます。

(1) 印鑑登録証明書の交付申請について、現行では、来庁の上、窓口で印鑑登録証を添えて交付申請することとしているものを、以下のとおり改正するものでございます。

ア、窓口での交付申請。

印鑑登録証またはマイナンバーカード用利用者証明用電子証明書を記録したマイナンバーカードを添えて交付申請できる。

イ、コンビニ等での交付申請。

マイナンバーカード用利用者証明用電子証明書を記録したマイナンバーカードまたはスマートフォン用利用者証明用電子証明書を記録したスマートフォンを使用してコンビニ等のマルチコピー機により、利用者自ら暗証番号その他必要な事項を入力することにより、交付申請できる。

(2) 住民票の交付手数料について、1通につき400円、世帯全員の場合500円を一律400円にするもの。

3、施行期日。

令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第58号 川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案申し上げます。

提案理由につきましては、診療報酬の算定方法の一部改正及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例を改正する必要があるため、提案するものであります。

内容については、中山住民課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山住民課長。

○住民課長 それでは、私より、議第58号についてご説明申し上げます。

川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本日付提出、町長名でございます。

提案理由につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、別紙、議第58号資料をご覧いただきたいと思います。

川西町国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要でございます。

1、改正の趣旨。

診療報酬の算定方法の一部を改正する告示及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正に伴い、本条例を改正するものでございます。

2、改正の内容。

(1) 診療報酬の算定方法別表第2第2章第2部の歯科訪問診療科の項に、新たな注が追加されたことによりずれが生じたため、改正するものでございます。

(2) 被保険者証がマイナンバーカードに移行することに伴い、現行の国民健康保険法第9条第3項及び第4項に定める保険料を滞納している世帯主に対する被保険者証の返還を求める規定が削除されたため、被保険者証の返還に応じない者に対する10万円以下の過料の規定を削るものでございます。

3、施行期日等。

(1) 施行期日。

令和6年12月2日から施行するものでございます。

(2) 経過措置。

この条例の施行の日前に行った保険証返還の求めに応じなかった者への罰則の適用及び施行の際、現に被保険者証の交付を受けている世帯主が施行の日以後に国民健康保険税を納付しない場合に行った保険証返還の求めに応じなかった者への罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第59号 山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について、提案申し上げます。

提案理由については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により従来の被保険者証等が廃止されることに伴い、山形県後期高齢者医療広域連合規約の関連する規定を変更することについて協議するため、提案するものであります。

内容については、中山住民課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山住民課長。

○住民課長 それでは、私から、議第59号についてご説明申し上げます。

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてでございます。

本日付、町長名でございます。

提案理由については、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

それでは、別紙、山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約でございます。

山形県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更するものでございます。

別表第1（2）の項及び（3）の項中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

附則。

この規約は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第52号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第3号）を提案申し上げます。

令和6年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億8,232万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億7,178万7,000円とするものであります。

以下、内容については、坂野財政課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 坂野財政課長。

○財政課長 私から、議第52号 令和6年度川西町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

令和6年度川西町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加・変更は、「第2表 地方債補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

先に、第2表のほうからご説明を申し上げます。

第2表地方債補正。追加として2件ございます。

まず、初めに、一般廃棄物処理事業1,140万円。

続いて、一般単独事業100万円、追加として新たに設定するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、ここに表示しているとおりでございます。

続いて、変更として4件ございます。

まず、1つ目、災害復旧事業、補正後の限度額は5,180万円、4,030万円の増でございます。

続いて、緊急防災・減災事業、補正後の限度額は2,420万円、280万円の増でございます。

続いて、過疎対策事業、補正後の限度額は11億7,930万円、1,100万円の増でございます。

4つ目、臨時財政対策債、補正後の限度額は1,351万円で、41万6,000円の増でございます。

合計17億6,361万円、6,691万円の増額でございます。

続いて、歳入歳出の第1表関係につきましては、こちらの資料でご説明を申し上げます。

まず、最初に、歳出であります。性質別に区分をいたしまして、その補正額並びに補正の主な内容について、抜粋してご説明申し上げます。

No. 1、人件費、補正額は26万1,000円、内容といたしまして、会計年度職員の報酬、各種手当の精査による増額でございます。

続いて、No. 2、補助費等4,835万2,000円の増額。このうち、定額減税補足給付金給付事業、定額減税補足給付金として3,000万円の増、続いて、臨時物価高騰支援子育て世帯応援券事業、応援券の原資として1,080万円の増額、続いて、環境保全型農業直接支払交付金事業、交付金として424万8,000円の増額でございます。

続いて、No. 3、物件費722万1,000円の増額。このうち、放課後児童クラブ運営事業、運営委託料として278万2,000円の増額等でございます。

続いて、No. 4、維持補修費198万3,000円の増額。このうち、道路維持管理経費、道路修繕料等で159万3,000円の増額でございます。

続いて、No. 5、扶助費8,466万5,000円の増額。児童手当支給事業、児童手当、これは10月からの制度改正に伴う増額でございます。

続いて、No. 6、普通建設事業費（補助）2,791万6,000円の増額。このうち、花丘町下小松線防雪柵設置工事、防雪柵設置工事請負費として1,415万円の増額。この下になりますが、

岡之在家高橋線道路改良工事、測量設計委託料として949万4,000円の増額。

続いて、No. 7、普通建設事業費（単独）1,880万1,000円の増額。このうち、玉庭放牧場利活用支援事業、給水ポンプユニット更新補助金として1,133万円の増額、町民総合体育館整備事業、屋根改修工事設計委託料として285万6,000円の増額。

続いて、No. 8、災害復旧事業費（補助）1億5,119万1,000円の増額。農業施設災害復旧事業、鏡沼・大沢地区災害復旧工事委託料として増額でございます。

続いて、No. 9、災害復旧事業費（単独）3,400万円の増額。このうち、観光施設災害復旧事業、鏡沼北岸法面復旧工事請負費等で3,300万円の増額。

続いて、No. 10、積立金3億47万円の増額。このうち、財政調整基金積立金として2億5,047万円の増額並びに町債管理基金積立金として5,000万円の増額。これは、前年度繰越金の増額分を、それぞれの基金に積立てを行うものでございます。

続いて、No. 11、公債費746万5,000円の増額。町債償還元金及び利子の精査による増額でございます。

歳出合計6億8,232万5,000円の増額でございます。

続いて、次のページであります、2、歳入でございます。

No. 1、地方特例交付金、補正額は292万1,000円の増額。

No. 2、地方交付税1,688万4,000円の増額。これは普通交付税でございます。

このNo. 1、No. 2ともに、今年度の算定が確定したことによる増額補正でございます。

続いて、No. 3、国庫支出金2億8,547万9,000円の増額。このうち、児童手当国庫負担金8,078万5,000円の増額、1つ飛びますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金3,948万8,000円の増額、農業用施設災害復旧費国庫補助金1億4,329万6,000円の増額等でございます。

続いて、No. 4、県支出金1,009万5,000円の増額。このうち、児童手当県負担金として193万7,000円の増額。続いて、環境保全型農業直接支払交付金として318万5,000円の増額等でございます。

続いて、No. 5、繰越金3億3万6,000円の増額。前年度繰越金でございます。

続いて、No. 6、町債6,691万円の増額。ここに表示している各事業に対する増減の補正でございます。

歳入合計6億8,232万5,000円の増額。

なお、この補正後の財政調整基金残高は7億8,961万円となりまして、令和6年度の標準

財政規模に占める割合は11.9%となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第53号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

令和6年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,566万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億985万7,000円とするものであります。

以下、内容については、中山住民課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山住民課長。

○住民課長 それでは、議第53号についてご説明申し上げます。

議第53号 令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度川西町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条につきましては、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、概要書のほうでご説明申し上げます。

議第53号の資料をご覧いただきたいと思います。

令和6年度川西町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

1、歳出。8款諸支出金3,566万4,000円。内訳につきましては、令和5年度出産一時金臨時補助金返還金が4,000円、令和5年度分国民健康保険保険給付費等交付金返還金が3,566万円でございます。

2、歳入。1款国民健康保険税65万3,000円。一般被保険者医療給付費分現年課税分でございます。

7 款繰越金3,501万1,000円。前年度繰越金でございます。

歳入合計が3,566万4,000円でございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第54号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

令和6年度川西町の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,925万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億608万3,000円とするものであります。

以下、内容については、梶山福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 梶山福祉介護課長。

○福祉介護課長 議第54号 令和6年度川西町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

第1条第1項につきましては、町長の説明のとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付、町長名でございます。

詳細につきましては、別添の資料にて説明させていただきます。

議第54号資料、概要書でございます。

1、歳出。

1 款総務費3,637万2,000円の増額です。内容につきましては、令和5年度の国・県等負担金返還のための増額補正でございます。4 款基金積立金288万3,000円の増額、介護給付費準備基金積立金でございます。歳出合計3,925万5,000円の増額です。

2、歳入。

8 款繰越金3,925万5,000円の増額です。前年度繰越金でございます。

補正後の介護給付費準備基金残高につきましては、1 億8,221万4,000円でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 町長。

○町長 議第55号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を提案申し上げます。

令和6年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ220万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億847万1,000円とするものであります。

以下、内容については、中山住民課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 中山住民課長。

○住民課長 それでは、私からご説明申し上げます。

議第55号 令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和6年度川西町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。

第1条は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

本日付提出、町長名でございます。

それでは、別紙の資料をご覧ください。

議第55号資料。

令和6年度川西町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

1、歳出。

2款後期高齢者医療広域連合納付金220万8,000円。保険料等の負担分でございます。

2、歳入。

5款繰越金220万8,000円。前年度繰越金でございます。

以上でございます。

○議長 町長。

○町長 議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）を提案申し上げます。

第1条、令和6年度川西町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

以下、第2条からの内容については、大河原地域整備課長が説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私から、議第56号についてご説明申し上げます。

議第56号 令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第2条よりご説明申し上げます。

資本的収入及び支出の補正。

第2条、令和6年度川西町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

科目、既決予定額、補正予定額、計の順に申し上げます。

収入。

第1款資本的収入5,659万7,000円、240万円の増額、5,899万7,000円の計。

第1項企業債4,330万円、240万円の増額、4,570万円の計であります。

次に、支出であります。

第1款資本的支出2億9,836万9,000円、240万円の増額、3億76万9,000円の計。

第1項建設改良費4,687万円9,000円、240万円の増額、4,927万9,000円の計でございます。

本日付提出、町長名でございます。

内容につきましては、資料によりご説明申し上げます。

議第56号資料。

令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）の概要でございます。

まず、資本的収入であります。

1款資本的収入、1項企業債、1目企業債240万円の増額でありまして、公共下水道事業債でございます。

次に、資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目建設改良費240万円の増額でありまして、公共汚水ますの新設工事2か所分の補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長 一括議題に対する質疑を許します。

なお、一括議題に対する質疑でありますので、委員会審査のような詳細な質疑ではなく、

総括的な質疑となるようご留意願います。

寒河江 司君。

○6番 6番、寒河江です。

まず、印鑑証明と住民票、コンビニで今度は取得できるというお話でありましたけれども、これに対して、偽造防止という観点からどのような対策を取っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 寒河江 司議員に申し上げます。

詳細な内容ではなく、総括的な質疑となるようにご留意願います。

○6番 大変失礼いたしました。

では、結構でございます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 春、4月に町長選がありまして、指折り数えれば、5、6、7、8、9、10月で半年になりますよね。アメリカのトランプ大統領ではないけれども、トップが代われれば、何かが変わるのかなという期待もありますよね。

しかし、日本の国は官僚組織がしっかりしていますから、総理大臣が誰になっても日本の国は心配ない、言われています、私もそう思います。でありますから、県も町村も、本町にあって職員がしっかりしておりますから、何ら心配はしておらないわけであります、事務方がしっかりしておるので。

ここで、副町長に質問します。

何か変わんなねえかなという期待があるわけで、何か変わる期待に応える、あるいはアドバイスする、そういう意味で、島貫さんは副町長を受けられたと思うんです。でありますから、あなたを指名するわけです、副町長を指名する。

これは、今、一括議題の内容は、国保関係含め、上位法の改正によって当然しなければならない内容と、それから、あるいは補正予算関係も一般会計、これは上のほうの、いわゆる数字が変われば、支援の国の、あるいは県の、変わってくるということでもありますよね。

しかし、前段申し上げましたとおり、何か変わんなねえがいという期待と、何か原田町長のコピーかということであっては、なかなか町民はストレスがたまるわけですよね。皮肉言っているんじゃないよ。でありますから、その辺は今回の内容の中で、工夫をすればできるようなものがあるというふうに私は思うんですが、トップの考え方で、副町長アドバイスするわけです。

しかし、そういうものが、審査をしてみなければ分かりませんが、何かあるのかどうかということです。審査してみないうち、ないでしょうなんて言えないからね、でしょう、一括ですから。

その中で、いっぱいありますけれども、例えば1つだけ申し上げれば、子育て支援関係で、これは国からの支援等あったにせよ、町独自で新たな条例をつくって、そしてプラスしてやっていくんだと、こういうようなものなどが、私は町長になれないけれども、なったらやりますよね。そんなものがあるのか、ないのかです。

コピーでは、何が半年前に選挙やったのかということになりますよね。変わったとすれば、来賓祝辞を言う人が変わったという、これだけではとても困るわけで、今申し上げたような皮肉は別として、子育て関係について、誰が言う、言わねえでなくて、これはやっていかなければならないということでしょう。これについてのものなどはあるのかないかとか、なければ頑張っていたきたいということです。

ただ、反面、本町の財政関係、坂野課長ありましたけれども、財政調整基金が11.9%だと。原田町長のときに5%と言ったら、いや、5%足かせられて困ると、10なんていうはずもないと。ところが、いとも簡単に11.9%。副町長、これは新しいトップになってのご祝儀相場でないけれども、そういう判断で増えたのかどうかとかという審査も出てくるわけですが、議運の際はそうでなくて、上位法があつて、余ったものを積立てなりというものを置いたら11.9になったということですから、これも決してトップが代わったから増えたわけでないわけで、だから、何にも半年たって代わり映えない。

来賓祝辞を言う人が変わったと、見たことない人は見に行くということだけでは、町民の生活というものは決して向上していかないわけで、それらについて質問、指摘申し上げたのは、副町長、ひとつどうか強いアドバイスをいただいて、副町長のご経験を200%出していただいて、住みよいまちづくり、これを希望するわけです。

だから、島貫副町長の声も聞いたことないという人がいっぱいいますから、私の質問で、ここに副町長ありということで、簡単でいいですから、お考えなり、お話を、声を聞かせていただきたいというか。

もう一つ申し上げれば、今回は中山課長が大変出番で、いっぱい説明大変でしたけれども、国保関係です。議長、具体的にでなくて、国保の委員は、わざわざ議員から上げて、今は遠藤明子議員が会長でしょう。わざわざ上げたんですよ、私が、寒河江 司議員と2人で。当局、原田町長、いやいやというのを上げたんです。なぜ上げたかと言えば、遠藤明子議員を

個人ではないです、議員から。今、遠藤明子さんなんです、会長。

この税率関係、当然中身の濃い医療行為、予防事業等をやれば、課長、当然税率アップしながら、国保の町民の負託に応えなければならないわけでしょう。こういう税率については、今6年度ですから7年度どうなるんだと、8年度は上げないんじゃないかというような状況を、私、若干危惧するわけで、こういう情報が、会長に上げている議員の遠藤明子議員が全然伝わってこないという、何のために議員から委員上げたかと分からないんです。彼女、分からなくっていると思うんです。

だから、事務方が、さっき申し上げた優秀な事務方が、どうか議員のほうに情報が来るようにアドバイスしてやってくださいよ。そうでないと、突然税率アップだなんて言われたって分かんないんですよ、遠藤さん。だから、あなた2回も3回も会議に出ているわけで、私も国保の会長を経験したことがあります、こういったものの会長もしたことがあります。だから、どうだっということでないけれども、情報が来るようにということで、そのために議員から上げて、原田町長の了解を得ながらしてきたのが、遠藤明子議員が今国保の会長でいるわけです。

ただ、席ふたぎで、会議に行ってもらってはいないと思うけれども、これじゃ困るわけですよ、我々に情報開示。これ分からないわけですから、分からないようですから、ようすから、課長、中山課長、今度あなたが抜擢の課長になったわけなんで、議員のほうにアドバイスしなければならないものはやっていただきたい。こういうものを島貫副町長、私が見るにあるんです。

どうかひとつ簡単にて結構です。様々な公務大変でしょうけれども、ぜひひとつ官僚、職員、非常に優秀な職員がいっぱいいますし、個人的な名前を申し上げますとあれでしょうから、誰と誰が優秀で、この人がこうだというのはありますけれども、そういう問題でなく、全体のレベルアップを図りながら、どうか変わったなと、こうだというようなことをスピード感を持ってやってください。6日でないよ、もう半年になるんだよ。来賓祝辞の人、上座に座る人が変わっただけでは、これは生活できませんよ。やっぱり活力ある、ない予算の中で。

さらに、最後に副町長に申し上げますけれども、本町は総額一般会計七、八十億、それぐらいでいいと思います。今回ののは、原田町長の残務整理もありますから130何億となっていますけれども、本町の背中で130億の一般会計総額、とんでもないですよ。白鷹だって非常に少ない金額で、そして、飯豊町だって少ないのに、何もしていないかといえ、いや、住

んでみたいと、三菱鉛筆もそっちさ行くと、こういうことでしょう。

だから、そういうことについても、ひとつ副町長、あなたの今までのご経験を、齒に衣を着せないで、嫌われても、誰に嫌われるかは別として、ぴちっとものを言う。そうでなければ、半年待ってこのざまとは言わないけれども、今、半年待ったって同じですよ。それじゃ困る、お遊びでないんだから。月給もらってプロとしてやっているわけだからということで、いろいろ申し上げましたが、様々な意味で、副町長、事務方のトップということになりますので、ご指導をお願いしたいし、私どもにもアドバイスもいただきたいということで、簡単にですけれども、総括質疑に対する決意なり、あるいは今後のまちづくりのも含めて、若干のコメントをいただきたいということが総括質疑に対する内容であります。

○議長 島貫副町長。

○副町長 ただいまご質問いただいた内容についてお答えを申し上げます。

茂木町長が新しくなりまして、それに伴って、町長が当初掲げました政策の実現に向けて、我々、精いっぱい取り組んでいかなければならないというのは、ご指摘のとおりだと思っております。

先ほどお話にもありました前政権からの引継ぎというふうなこと、内容もございまして、それらを整理しながら、茂木町長の望む政策の実現ということで、精いっぱい頑張ってまいりたいと思っております。

先ほどご指摘にありました職員につきましても能力向上などを行いまして、まちづくり、町政に一生懸命取り組んでまいるというようなことで、職員の指導などもしてまいりたいというふうに思います。

スピード感ということでご指摘ございました。精いっぱいやってきたつもりでございますけれども、まだまだ至らないところがあるかと思えます。今後精いっぱい努力してまいり所存でございます。よろしくお願いいたしますと思えます。

○議長 高橋輝行君。

○11番 島貫副町長、至らないところないですよ、パーフェクト、パーフェクト。

私、申し上げているのは、今のような繰り返し申し上げませんが、どうかひとつご経験をフルに発揮していただいてお願いしたいと、こういう内容に尽きるわけです。

あらゆる組織がありまして、共同代表という言葉ありますよね、ナンバーツーでなくて、共同代表。そのようにあなたを、副町長を見ておるわけで、そういう意味でも強い言葉で申し上げましたが、答弁は要りませんけれども、ご期待を申し上げたいと。そして、ひとつ創

意工夫、大いをお願いをしたいと、以上であります。

○議長 ほかに。

(なし)

○議長 ほかに質疑がないようでありますから、質疑なしと認め、質疑を終結します。

◎議案の委員会付託

○議長 日程第16、議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。川西町議会会議規則第39条第1項の規定により、議第57号川西町印鑑条例及び川西町手数料条例の一部を改正する条例の設定についてから日程第15、議第56号令和6年度川西町下水道事業会計補正予算（第2号）までの8議案を、内容審査のため、既に配付いたしております議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に審査の付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、産業厚生常任委員会及び予算特別委員会に付託することに決定いたしました。

ここで休憩いたします。

再開時刻を午後1時といたします。

(午前11時47分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

◎議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について

◎議第45号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第46号 令和5年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第47号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第48号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

て

◎議第49号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

◎議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定について

○議長 日程第17、議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定についてから議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定についての7議案を、議事の都合により一括議題といたします。

議事日程の順序により、提案当局の説明を求めます。

町長茂木 晶君。

○町長 議第44号 令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算認定について、議第45号 令和5年度川西町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第46号 令和5年度川西町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第47号 令和5年度川西町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第48号 令和5年度川西町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議第49号 令和5年度川西町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、以上6会計につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、令和5年度それぞれの歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、提案いたします。

議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、令和5年度川西町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するため、提案いたします。

議員各位におかれましては、令和5年度各会計決算の認定についてご審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、私から、令和5年度町政の概要について説明申し上げます。

お手元に配付されております令和5年度主要な施策の成果及び予算実績報告書1ページをご覧ください。

朗読をもって説明させていただきます。

(町長予算実績報告書朗読)

○町長 以上、令和5年度の町政の概要について説明をさせていただきました。

次に、川西町一般会計及び各特別会計の執行状況について鈴木会計管理者が、川西町水道事業会計決算概要について大河原地域整備課長がそれぞれ報告をいたしますので、よろしく

お願いいたします。

○議長 鈴木会計管理者。

○会計管理者・税務会計課長 それでは、私から、令和5年度川西町決算報告説明ということで、議第44号から議第49号までの一般会計並びに各特別会計の決算についてご説明を申し上げます。

初めに、令和5年度川西町各会計歳入歳出決算書の各会計歳入歳出決算書総括表をご覧くださいと思います。

各会計の歳入歳出の決算の数値につきましては、記載のとおりであります。各会計の歳入に占める歳出の割合を申し上げます。

初めに、一般会計につきましては95.93%、次に、国民健康保険事業特別会計は97.93%、次に、下水道事業特別会計は87.24%、次に、農業集落排水事業特別会計は80.34%、介護保険事業特別会計は98.0%、最後に、後期高齢者医療特別会計は98.57%となっております。

続きまして、各会計の決算について申し上げます。

初めに、一般会計の決算であります。

一般会計歳入歳出決算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1款の町税につきましては、記載の7税目となっております。町税全体の収入済額は14億4,125万7,697円で調定額15億7,467万5,113円に對しまして、収入率は91.53%となっております。前年度と比較しますと0.07ポイントの増となっております。

第2款の地方譲与税のうち、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税は、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。森林環境譲与税は、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口により案分の上、交付されたものであります。

第3款の利子割交付金は、利子等に課される県民税として徴収された利子割額から個人県民税の額の割合により案分の上、交付されたものであります。

第4款の配当割交付金は、株式の配当に課される県民税として徴収された配当割額から個人県民税の額の割合により、案分されて交付されたものであります。

第5款の株式等譲渡所得割交付金は、株式の譲渡割に課される県民税として徴収された株式等譲渡所得割収入から個人県民税の額の割合により案分の上、交付されたものでございます。

続きまして、第6款の法人事業税交付金と、次の2ページ、ご覧いただきたいと思います。第7款の地方消費税交付金につきましては、国勢調査人口と事業所統計の従業者数により案

分の上、交付されたものでございます。

第8款のゴルフ場利用税交付金につきましては、町内のゴルフ場から県が徴収した利用税のうち、7割相当額が交付されたものであります。

第9款の環境性能割交付金は、県が徴収する自動車税環境性能割から、町道の延長及び面積により案分の上、交付されたものであります。

第10款の地方特例交付金は、地方税の代替的性格を有する財源として国から交付されたものであります。

第11款の地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせ53億5,219万1,000円で、前年と比較しまして2億7,045万7,000円の増額となっております。

なお、地方交付税におきましては、置賜広域病院企業団分としまして9億8,401万2,000円が含まれており、本町分としましては、実質43億6,817万9,000円となり、前年度対比4,157万5,000円の増額となっております。

第12款の交通安全対策特別交付金は、交通違反金の一部が還元されたものであります。

第13款の分担金及び負担金は、老人保護措置費負担金や保育所保育料が主なものとなっております。

第14款の使用料及び手数料は、公共施設の使用料及び各種役務の提供に対する手数料が主なものでございます。

続きまして、3ページの第15款国庫支出金及び第16款の県支出金につきましては、特定の事業に対する国及び県からの支出金でございます。

第17款の財産収入の主なものにつきましては、町有土地建物貸付収入及び町有牛の売払収入が主なものでございます。

第18款の寄附金につきましては、個人や団体の方からご寄附いただいたものであります。

第19款の繰入金のうち特別会計繰入金は、後期高齢者医療特別会計から繰り入れたものであります。また、基金繰入金は、ふるさとづくり基金など10の基金から繰り入れたものであります。

第20款の繰越金は、前年度からの繰越金であります。

第21款の諸収入は、第1項の延滞金加算金及び過料から、次の4ページ、ご覧いただきまして、第5項の雑入までの内容となっております。

第22款の町債は、公共施設整備事業債など、特定財源として長期の借入れを行ったものであります。

第23款の自動車取得税交付金は、令和元年10月に廃止されました自動車取得税の一部が還元されたものであります。

以上、歳入合計の収入済額は129億8,647万8,723円で、前年度より2億2,023万7,006円の減額となり、調定額133億5,235万4,997円に対し、収入率は97.26%であります。

次に、歳出について申し上げます。

7ページをご覧ください。

歳出合計の支出済額は124億5,690万3,268円となっており、予算現額136億6,959万5,000円に対しまして、全体の執行率は91.13%、歳入歳出差引残額は5億2,957万5,455円であります。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

初めに、国民健康保険事業特別会計であります。

国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1款国民健康保険税についてであります。調定額に対する収入率は82.00%で、前年度と比較しますと1.04ポイント上がっております。

2ページをご覧くださいと思います。

歳入合計であります。収入済額は17億3,930万3,945円となり、全体の収入率は96.50%で、前年度と比較しますと0.35ポイント上がっております。

続いて、4ページをご覧くださいと思います。

歳出合計であります。支出済額は17億329万2,141円となり、全体の執行率は97.73%、歳入歳出差引残額は3,601万1,804円でございます。

次に、下水道事業特別会計について申し上げます。

下水道事業特別会計歳入歳出決算書の1ページをご覧くださいと思います。

第2款の使用料及び手数料の収入率は89.20%であります。

続いて、2ページをご覧くださいと思います。

歳入合計であります。収入済額は4億1,352万6,299円となり、全体の収入率は94.88%であります。

3ページをご覧ください。

歳出合計であります。支出済額は3億6,072万7,480円となっており、全体の執行率は80.90%で、歳入歳出差引残額は5,279万8,818円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計について申し上げます。

農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

第2款の使用料及び手数料の収入率は84.2%であります。

歳入合計ですが、収入済額は9,869万2,344円で、全体の収入率は97.94%でございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。

歳出合計であります。支出済額は7,928万2,488円となり、全体の執行率は79.26%、歳入歳出差引残額は1,940万9,856円となっております。

次に、介護保険事業特別会計について申し上げます。

介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書1ページをご覧いただきたいと思います。

第1款の介護保険料の収入率は98.98%となっております。

続いて、2ページをご覧いただきたいと思います。

歳入合計であります。収入済額は20億5,709万3,455円となっており、全体の収入率は99.81%であります。

4ページをご覧いただきたいと思います。

歳出合計であります。支出済額は20億1,783万7,378円となっており、全体の執行率は98.23%、歳入歳出差引残額は3,925万6,077円であります。

最後に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の1ページをご覧ください。

第1款の後期高齢者医療保険料の収入率につきましては、98.75%となっております。

歳入合計につきましては、収入済額は1億8,864万5,079円となっており、全体の収入率は99.19%であります。

続いて、2ページをご覧ください。

歳出合計であります。支出済額は1億8,593万6,787円となっており、全体の執行率は98.14%、歳入歳出差引残額は270万8,292円でございます。

以上が一般会計及び各特別会計の決算の概要であります。

なお、各会計の末尾にはそれぞれの実質収支に関する調書、さらには、決算書の末尾には財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書を添付しておりますので、ご高覧の上、審査に供していただきますようお願い申し上げ、私からの説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長 大河原地域整備課長。

○地域整備課長 それでは、私のほうから、議第50号 令和5年度川西町水道事業会計決算認

定についてを、決算書によりご説明申し上げます。

まず初めに、13ページということで概況をご説明申し上げます。

令和5年度川西町水道事業報告書。

1、概況であります。

(1) 総括事項。

令和5年度水道事業は、平成29年度策定の川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画に基づき、安定した経営を目指し取り組むとともに、一般県道口田沢川西線配水管更新工事や町道玉庭放牧場線配水管布設替工事等を実施し、老朽管の更新を図り、安定給水の確保に努めてまいりました。

そのほか、令和4年度豪雨関連の繰越事業として、町道上六角平谷地線配水管災害復旧工事、町道北沢線（松木橋）添架管災害復旧工事、町道新田松ノ木線（新田沢橋）添架管災害復旧工事を実施しております。

また、令和5年3月の正安寺配水池の送配水管破断を受け、応急仮工事を行い、早期の復旧に努めたところであります。

今後は、本復旧に向けて、県の指導、助言の下に、国の災害復旧事業の採択に努め、財源の確保を図りながら事業を進めてまいります。

(イ) 給水状況であります。

令和5年度末の給水人口は1万3,506人で、前年度と比較して268人の減少、年間総配水量については186万5,800立方メートルで、前年度と比較して9万2,609立方メートルの減少、うち、有収水量は148万5,431立方メートルで、前年度と比較して2万4,605立方メートルの減少となりました。年間有収率については、中郡、玉庭、東沢地区において漏水調査を実施し、漏水の早期発見に努めたため、前年度と比較して2.5%増加の79.6%となったところであります。

(ロ) 財政状況であります。

令和5年度の水道事業収益については4億2,293万6,000円となり、前年度と比較して375万9,000円の減少となりました。このことは、メディカルタウン宅地分譲等により新規の給水需要があるものの、町全体の給水人口が減少していることが要因と思慮されます。

水道事業費用については4億1,358万2,000円となり、前年度と比較して758万5,000円の減少となりました。主な要因としては、管路等の償却期間満了により、減価償却費が大きく減少したこと、支払利息が減少したことなどが挙げられます。

収益的収入から収益的支出を差し引いた当年度純利益については935万5,000円となり、前年度と比較して382万5,000円の増加となったところであります。

以上が決算の概況になりますが、令和6年度は、川西町水道事業経営戦略、川西町水道事業経営計画を基本としながら、引き続き国の交付金事業を活用した石綿セメント管の更新事業等を進めるとともに、より一層の経営効率化を図りながら、安全で安心な水の供給に努めてまいるところであります。

それでは、1、2ページで、こちら、決算報告書の（1）の収益的収入及び支出の状況についてご説明申し上げます。

まず、上段であります、収入。

第1款水道事業収益、こちらは第1項の営業収益から第3項の特別利益分まででございます。右側に行きまして、決算額4億6,251万6,193円になりまして、予算額に比べた決算額の増減は、マイナスの636万7,807円となったところでございます。

続いて、支出であります。

第1款水道事業費用、こちらは第1項の営業費用から第4項の予備費までということで、決算額4億3,536万5,970円でありまして、不用額については2,392万1,030円となったところでございます。

続いて、（2）の資本的収入及び支出の状況でございます。

収入からまいります。

第1款資本的収入、こちらは、第1項の企業債から第6項の補助金までとなっております。決算額については1億3,810万5,000円となったところでありまして、予算額に比べた決算額の増減につきましては7,100万2,000円の減額となったところでございます。

続いて、支出であります。

第1款資本的支出、こちらは、第1項の建設改良費から第3項の国庫補助金返還金まででございます。決算額が3億210万1,823円となったところであります。不用額が1,651万7,177円でございます。

この支出の表の下にございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億6,399万6,823円は、消費税資本的収支調整額1,349万5,934円及び過年度・現年度分損益勘定留保資金1億5,050万889円で補填したところでございます。

続きまして、6ページの令和5年度川西町水道事業損益計算書をご覧いただきたいと思います。

こちら、まず1として営業収益でございます。こちらは（1）の給水収益から（3）のその他営業収益までの合計で、3億9,673万2,965円となったところです。

次に、2の営業費用であります。こちらは（1）の原水及び浄水費から（7）のその他営業費用までの合計が3億8,991万1,445円となったところであり、1の営業利益から2の営業費用を差し引いた営業利益については682万1,520円となったところであります。

次に、3の営業外収益でございます。（1）の受取利息から（5）の他会計負担金までということで、営業外収益の合計が2,620万3,943円となったところであります。

次に、4の営業外費用であります。こちら合計が2,329万5,280円となりまして、営業外収益から営業外費用を差し引いた営業外の利益については290万8,663円となったところでありまして、先ほどの営業の利益と営業外の利益を足しました経常利益については973万183円となったところでございます。

次に、特別利益、こちらはございませんでした。

6の特別損失であります。こちら、37万4,450円ということで、先ほどの経常利益からただいまの特別損失を差し引きまして、当年度純利益としては935万5,733円となったところであります。

前年度繰越利益剰余金が2億9,145万9,268円でありましたので、こちらにただいまの純利益を足しまして、当年度末処分利益剰余金が3億81万5,001円となったところでございます。

続いて、11ページ、12ページの令和5年度川西町水道事業貸借対照表をご説明申し上げます。

まず、11ページの資産の部でございます。

1の固定資産であります。こちらは有形固定資産ということで、イの土地からチの建設仮勘定まで、こちら合計が27億5,419万5,190円ということになったところであります。

続いて、2の流動資産であります。こちらは（1）の現金預金から（3）の貯蔵品までの合計として2億9,326万5,145円となりまして、固定資産と流動資産を足し上げた資産合計額は30億4,746万335円となったところあります。

次に、12ページ、まず上段ですが、負債の部でございます。

3の固定負債、こちらは企業債であります。固定負債の合計が11億2,183万828円でありました。

次に、4の流動負債、こちらは（1）の企業債から（5）のその他流動負債までということで、流動負債の合計が2億4,794万1,828円となったところあります。

次に、5の繰延収益でありますけれども、こちらの合計が3億3,252万2,798円でありまして、負債全体の合計、固定負債と流動負債、そして、繰延収益を足したものが17億229万5,454円となったところであります。

次に、資本の部であります。

6の資本金、こちらは自己資本金で9億7,846万9,209円であります。

次に、7の剰余金であります。まず(1)の資本剰余金、こちらはイの工事負担金からハの受贈資産評価額までの合計でありまして、3,822万5,243円となったところであります。

続いて、(2)の利益剰余金、こちらはイの減債積立金から当期純利益までの合計でありまして、利益剰余金合計が3億2,847万429円となりまして、先ほどの資本剰余金と利益剰余金を足した剰余金合計が3億6,669万5,672円となったところであります。

資本金と剰余金を足し上げました資本合計が13億4,516万4,881円となりまして、負債、そして、資本の合計額が30億4,746万335円となったところであります。こちらは、先ほどの11ページの資産合計額と一致しているところでございます。

最後に、20ページになりますが、令和5年度川西町水道事業会計のキャッシュフロー計算書についてご説明申し上げます。

まず、業務活動によるキャッシュフローであります。当期純利益から下の支払利息及び企業債取扱諸費までの合計が、こちらが業務活動によるキャッシュフローということで、1億2,325万8,131円となったところであります。

次に、投資活動によるキャッシュフローであります。こちらは合計額が、マイナスの9,526万1,772円になったところであります。

最後に、財務活動によるキャッシュフローであります。こちらが、同じくマイナスの6,958万5,784円ということになりまして、資金増加額については、マイナスの4,158万9,425円、資金期首残高については2億2,914万3,251円でありまして、ただいまの資金増加額を足して、資金期末残高について1億8,755万3,826円となったところでございます。

なお、この金額につきましては、先ほどご説明しました貸借対照表の流動資産の現金預金と整合が取れているところでございます。

なお、資料のほうは、この後、この決算書の資料ということで添付しておりますので、後ほどお読み取りいただき、審査のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

説明については以上でございます。

○議長 一括議題といたしました7議案についての提案当局の説明が終わりましたので、当該

7 会計の決算審査の結果について、監査委員の報告を求めます。

この際、議員選出の鈴木孝之監査委員は、監査委員席にご着席ください。

◎決算審査の結果について監査委員の報告

○議長 代表監査委員嶋貫榮次君、ご登壇の上、ご報告をお願い申し上げます。

(監査委員 嶋貫榮次君 登壇)

○監査委員 令和5年度川西町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計に係る決算審査の概要についてご報告を申し上げます。

1 ページをお開き願います。

初めに、第1、審査の概要についてご説明申し上げます。

まず、1、審査の対象であります、(1)の令和5年度川西町一般会計歳入歳出決算及び関係書類、(2)の国民健康保険事業特別会計から(6)後期高齢者医療特別会計までの、5つの特別会計、地方公営企業法を適用している(7)の水道事業会計並びに(8)財産に関する調書であります。

次に、2、審査の期間であります、一般会計及び特別会計につきましては7月4日から16日までの延べ7日間、水道事業会計につきましては7月2日の1日であります。

4、審査の手續につきましては、各会計の歳入歳出決算書及び決算附属書類等が法令に準拠して作成され、その計数が正確であるか。また、補助金の交付や契約の執行等の事務処理が法令に基づき適正かつ効率的に行われているか。これらを主眼として、関係職員の説明を求め、審査したところであります。

続いて、第2、審査の結果について報告いたします。

審査に付された各会計の歳入歳出決算書等は、法令に準拠して作成されており、決算の計数は正確であるものと認められました。また、予算執行状況については、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められました。

2 ページをお開き願います。

第3、決算の概要について報告いたします。

まず、1、決算の規模につきましては、①令和5年度普通会計決算額、②令和5年度歳入歳出決算及び3ページの③令和5年度水道事業会計決算額のとおりであります。

4 ページには、④財政状況として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率及び将来負担比率を記載し、中段から所見を記載しておりますので、読み上げさせていただきます。

財政健全化法に規定する実質赤字並びに公営企業法を適用している水道事業の資金不足は生じておりません。

実質公債費比率、3か年平均は12.7%で、前年度比0.1ポイント悪化、将来負担比率は130.8%と、前年度比12.6ポイント改善した。

財政力指数は0.249で、県内市町村でも低位にあり、財政的な体力は弱い。

また、経常収支比率は93.5%と、前年度を1.1ポイント下回り、財政の硬直化はやや改善した。

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費等の経常経費、義務的経費が、町税や地方交付税等の経常収入に占める割合であります。災害等の突発的支出に対応する弾力性、財政的余裕がなく、厳しい財政状況にある。

財政調整基金は5億9,445万4,000円で、前年度末比8,462万8,000円増、町債管理基金は1億6,742万7,000円で、前年度末比5,198万4,000円増となった。

人口減少による税収減、公共施設等の老朽化対策等、あるいは災害、社会保障関係経費の増大といった将来の歳入減少や歳出増加への備えとして、標準財政規模の一定程度の基金積立てを目指す必要がある。

5ページから各会計の決算について整理しております。

(1)の一般会計につきましては、5ページから25ページまで記載しているところです。

①決算の状況は、令和元年度から5か年間の推移を、②財政収支の状況は3か年の推移を記載しております。

6ページから、③歳入の状況を記載していますが、主な歳入として、1款町税、それから飛びますが、11款地方交付税、15款国庫支出金、16款県支出金、22款町債について記載しているところです。

また、11ページから、④歳出の状況として、目的別歳出の状況を記載しております。1款の議会費から12款公債費まで、款ごとにそれぞれ整理しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

17ページ、18ページは、性質別歳出の状況を記載しているほか、19ページから、歳入に係る款別対前年度比較を、それから23ページから、歳出に係る款別対前年度比較を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

26ページをお開き願います。

(2)国民健康保険事業特別会計についてご報告いたします。

①の決算の状況、②歳入の状況、③主な歳入の状況、④歳出の状況及び⑤主な歳出の状況として整理しているところです。なお、国保事業以外の特別会計につきましても、同様の項建てで整理しております。

28ページをお開き願います。

所見を書いておりますので、読み上げさせていただきます。

国民健康保険税の令和5年度決算における不納欠損額は1,484万4,000円で、前年度比629万9,000円増、収入未済額は4,837万1,000円で、前年度比1,268万5,000円減となった。年々減少しているものの、依然として滞納繰越額が多いため、一層の事務処理の見直しに努められたい。

調定額3億5,108万円に対する収納率は82.0%であるが、内訳は、現年課税分の収納率96.8%に対し滞納繰越分の収納率は11.3%である。この結果、翌年度への滞納繰越額、令和5年度の収入未済額になりますが、4,837万1,000円であるが、その内訳は、令和5年度課税分が933万4,000円に対し、令和4年度以前の課税分が3,903万7,000円で、80.7%を占める。税負担の公平性を確保する観点から、引き続き収納率の向上に向けた対策を実践されたい。

29ページをご覧ください。

(3) 下水道事業特別会計です。

整理の仕方は国保事業と同様です。

30ページの一番下に、下水道事業に係る起債残高21億円余りでありますけれども、さらに31ページには、公共下水道等の普及状況、それから処理原価と使用料単価の推移、これらの資料を載せておりますので、後ほどご覧いただきたいというふうに思います。

32ページをお開きください。

(4) 農業集落排水事業特別会計について整理しております。

33ページの下段には、農集排水事業に係る起債残高3億7,200万円程度ですが、これと加入率、地区は下小松と中大塚地区になります。これらの加入率を記載しておりますのでご覧ください。

それから、34ページをお開き願います。

(5) 介護保険事業特別会計について整理しております。

介護保険事業の規模は約20億円と、国保事業を上回る大規模なものとなっております。

35ページには、④歳出の状況を記載しておりますが、歳出の92.5%を介護サービス給付事業などの保険給付費で占めています。

また、第3表、利用状況の推移として、被保険者数やサービス受給者数などを記載しております。後ほどご確認いただければと思います。

36ページをお開き願います。

(6) 後期高齢者医療特別会計につきましては、その財源の大半を後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金とで賄い、歳出の大部分は後期高齢者医療広域連合への納付金であります。

37ページに、5つの特別会計をまとめて、特別会計の所見を記載しておりますので、朗読させていただきます。

5つの特別会計の収入合計は44億9,726万円、支出合計は43億4,708万円で、一般会計の歳入129億8,648万円、歳出124億5,690万円に対し、それぞれ3分の1を上回る規模である。

介護保険事業は約20億円、国保事業は約17億円、後期高齢者事業は約2億円の事業規模で、歳出の大半は保険給付費や納付金である。

歳入のうち、一般会計繰入金は3特別会計を合わせて3億9,785万1,000円で、前年度4億7,734万5,000円ですが、これと比較し、7,949万4,000円、16.7ポイント減となった。

これらの事業は、介護や医療サービスが必要になったときに利用できる仕組みであり、町民が安心してサービスを利用できるよう、各特別会計の安定的な運営に資するよう努められたい。

公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計については、令和6年度の予算決算から地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行したところです。

公共下水道事業については収入の61.2%、農業集落排水事業は収入の58.6%を一般会計繰入金、2会計で3億1,083万7,000円、これに依存している一方で、受益者負担金としての使用料は、それぞれ25.6%、11.1%にとどまっている。

また、歳出に占める公債費は、公共下水道事業が2億7,063万5,000円で75.0%、農業集落排水事業が7,278万5,000円で91.8%と、歳出の大半を占めている。

今後、一層の人口減少による料金収入の減や施設の老朽化と更新整備需要が想定され、将来にわたり公営企業として必要な住民サービスを安定的に提供していくためには、中長期の経営戦略の策定と実践が求められる。

38ページをお開き願います。

(7) 水道事業会計についてご報告いたします。

水道事業会計については、地方公営企業ということで、損益計算書、貸借対照表などにより審査を行ったところです。

38ページには、損益計算書に基づき3か年の経営状況の推移、39ページには、営業収益及び営業費用等の2か年分の比較として、第2表、第3表に記載しております。

40ページには、収益的収支の状況や③資本的収支の状況을載せております。

それから、41ページには、④貸借対照表の資産及び負債の状況等を整理しております。

42ページをお開き願います。

⑤給水状況として、第9表、給水状況に関する各種指標を3か年分載せております。

また、⑥財政状況として、第10表、財務分析を記載しておりますが、第10表中、料金回収率、供給単価、割ることの給水原価であります。これについては、前年度を3.3ポイント下回る94.4%と、年々低下してきています。

43ページには、⑦未収金、過年度分ですが、の状況と、川西町水道事業経営戦略及び川西町水道事業経営計画の概要を記載しています。

令和5年度末の過年度分に係る未収金の額は1,856万1,000円で、年々減少してきております。

44ページには、水道事業に係る所見を記載しているところでありますが、有収率の向上と未収金対策の計画的、継続的な実施、あるいは老朽化している配水管等水道施設の維持管理や計画的な更新整備など、昨年度の所見とほぼ同一の内容であります。後ほどご確認いただければと思います。

最後に、(8)財産に関する調書として、①公有財産の状況を45ページに、②基金の状況を46ページに整理しております。

以上、大変雑駁ではありますが、令和5年度決算審査意見書の概要報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 決算審査の結果について、監査委員の報告を終わります。

鈴木孝之監査委員は自席にお戻りください。

◎発議第13号 特別委員会の設置について

○議長 日程第24、発議第13号 特別委員会の設置について、これを議題といたします。

本特別委員会の設置については、川西町議会委員会条例第5条並びに川西町議会運用例第7章第7項の規定により、令和5年度川西町一般会計ほか6会計の決算を審査するため、特別委員会を設置しようとするものであります。

事務局長に議案を朗読いたさせます。

鈴木議会事務局長。

(事務局長議案朗読)

○議長 お諮りいたします。この際、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長 以上で、本日予定いたしました全日程を終了いたしました。

なお、東京都荒川区、張 一文氏より、母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情、公益社団法人東置賜シルバー人材センターより、地域社会に貢献するシルバー人材センターの決意と支援の要望、鶴岡市、漆山ひとみ氏より、国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての陳情が、お手元に配付のとおり提出されておりますのでご覧ください。

これをもって、本日の会議を散会いたします。

誠にご苦労さまでした。

(午後 2時35分)